

外国人技能実習制度及び実習生 受入に関する留意事項等について

2024/11/26

外国人技能実習機構福岡事務所熊本支所

指導課 児玉 啓

目次

1. 技能実習制度概要
2. 技能実習生の保護
3. 労働災害防止
4. 転籍の運用の改善
5. 育成就労制度

1. 技能実習制度概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

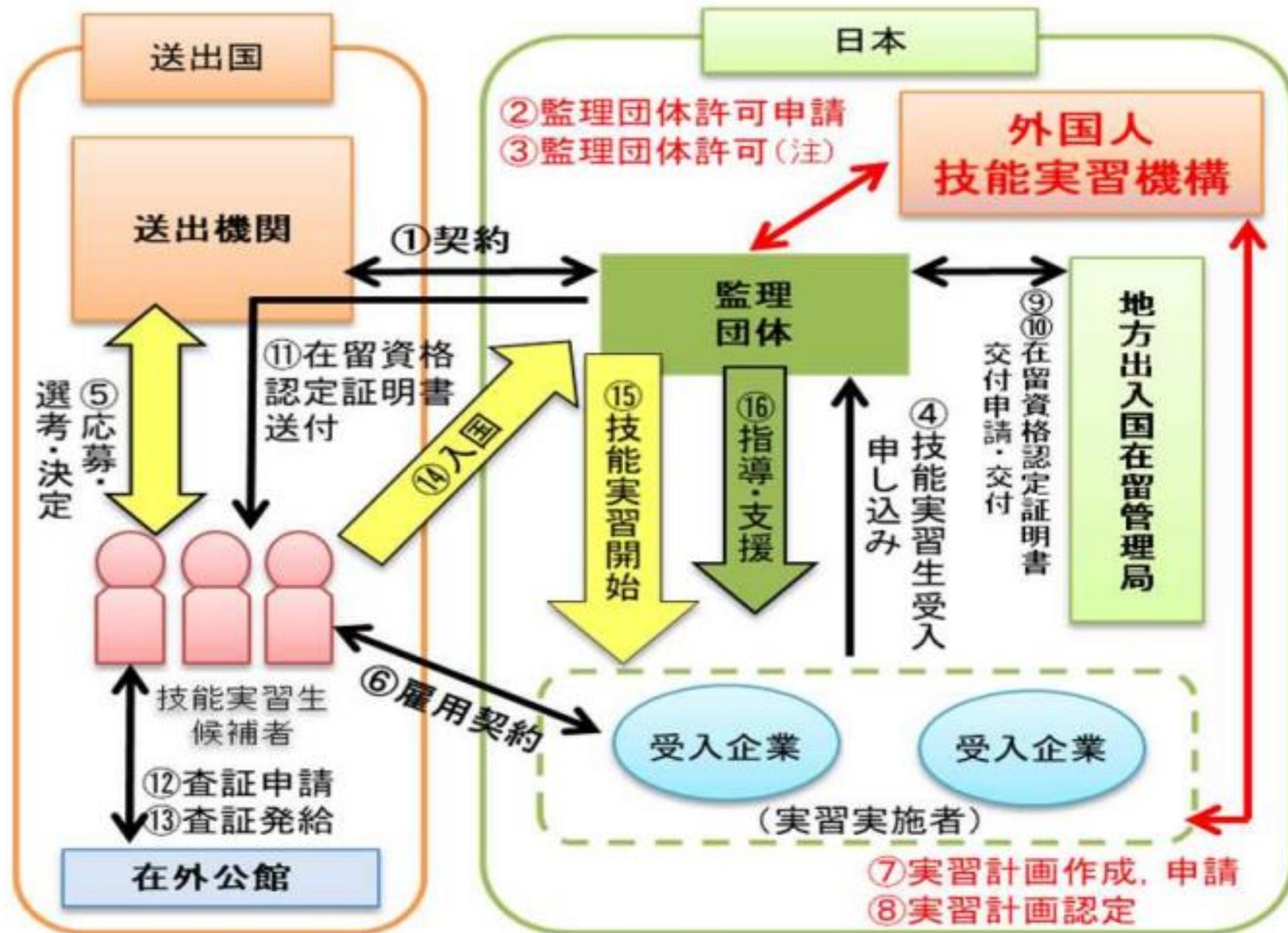
技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約40万人在留している。

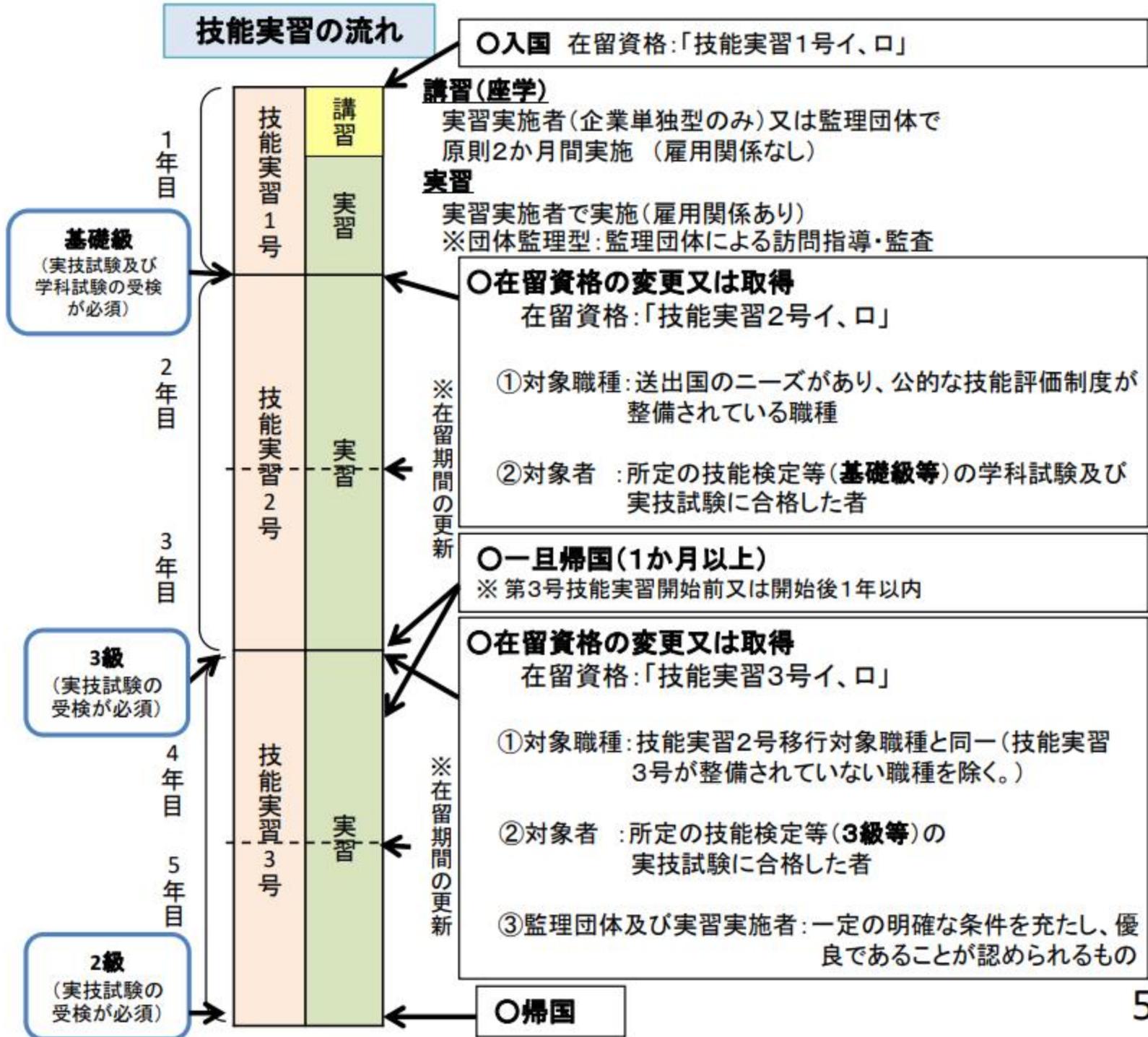
※令和5年末時点

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

技能実習の流れ



実地検査から行政処分等の流れ

外国人技能実習機構で行う範囲(※主務大臣等も実施可能)

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

改善

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、事業者名等を公表。

行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
(第37条第1項、法第16条第1項)

⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる。

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
(法第37条第3項)

⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
(第36条第1項、法第15条第1項)

⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合(罰則あり)には、刑事告発

検査のポイント(監理団体)

実習実施者に対する指導状況

(監査の際に問題点を指摘できているか)

帳簿等の管理状況

(実習実施者管理簿、実習生管理簿、あっせん管理簿、講習記録、
外部監査、相談対応、管理費管理簿、監査関係、訪問指導…等)

事務所の要件

(広さ、独立性、プライバシーの確保など)

検査のポイント（実習実施者）

認定計画と齟齬がないか

- ・作業内容は適切か。
- ・労働基準法、労働安全衛生法等の法令が遵守されているか。宿舎の広さ、設備、費用は適切か。
- ・ハラスメントや暴力事案は無いか、技能実習生が相談できる人・場所はあるか。

2. 技能実習生の保護

人権侵害 法令の遵守

- 労働基準法
- 最低賃金法
- 労働安全衛生法
- 寄宿舎規則

法律の遵守はもとより、
労働条件の向上に努める。

人権侵害 私生活の侵害の防止

- 暴力・暴言
- パスポート、在留カードの取上げ
- 外出・外泊の厳しい制限
- 外出時の訪問先、訪問相手、訪問相手の所属、連絡先等、詳細を報告させている
- 門限等を一方的に定めている
- プライベート空間への監視カメラの設置

人権侵害 不合理な差別

技能実習生であることを理由に
不当に賃金を低くしていないか。

【関係の法律の規定】

(認定の基準)

法第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

九 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
とその他技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

技能実習生のための適切な 宿泊施設を確保していること。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第14条

- ▶ 宿泊施設を確保する場所
 - 危険・有害な場所の付近には宿泊施設を設置しない
- ▶ 2階以上の寝室に寄宿する建物における設備
 - 容易に屋外の安全な場所に通ずる階段等を設置する
- ▶ 適当かつ十分な消火設備
 - 消火器等の設置する
- ▶ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5以㎡上を確保
 - 実際の寸法と図面が違う場合があるので注意
- ▶ 個人別の私有物収納設備
 - 鍵付きロッカー等
- ▶ 寝室に室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓
 - 改築した際に違反となる例が多い
- ▶ 採暖の設備を設ける
 - エアコン等の設置

技能実習生のための適切な 宿泊施設を確保していること。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第14条

- ▶ **就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする**
交代制勤務への配慮
- ▶ 食堂や炊事場は照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置
壁、照明、換気扇、食器棚、網戸等の設置
- ▶ トイレ、洗面所、洗濯場、浴場、脱衣室の設置
一般的な機能を有するもの
- ▶ 設宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舍規則の届出等けること
寄宿舍規則を作成する際は、寄宿舍に寄宿する労働者の過半数代表の同意をえること。
- ▶ その他
事業附属寄宿舍規定によって、廊下や階段の構造、トイレの数など様々な規制が定められている。場合によっては耐火構造の建物であることが条件となることもある。

帰国旅費の負担

- 帰国について、**一時帰国**（3号移行時ではない自己都合によるもの）に**該当しない途中帰国**について、**自己都合だから負担しなくてよいと勘違い**している（？）案件が散見される。
- 途中帰国については**理由に関係なく監理団体・実習実施者負担**となるので誤解なきよう。

技能実習生への相談対応・情報発信

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
 また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）**を実施。
 さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」**により、**母国語等で情報を発信**（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。令和3年4月21日より、**暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）**を開設。

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出国が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重労働を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊娠のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に運動緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☐ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所の手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所の手続が必要です。

☐ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☐ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☐ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所	育児休業について	➡ 労働局
国民年金について⇒年金事務所又は市区町村	産前産後休業について	
健康保険について⇒加入先の医療保険者 (協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)		
国民健康保険について⇒市区町村	在留資格について⇒入管庁	

3. 労働災害防止

労働災害防止について

建設職種安全衛生チェックリスト

(厚生労働省関連部分 (労働安全衛生関係法令の遵守))

このチェックリストは、建設職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者に対して、監理団体が定期監査を実施する際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

記入欄に、はいの場合「○」、いいえの場合「×」、該当ない場合「-」を記入してください。

実施年月日： 年 月 日 監査実施者： _____

実習実施者の名称： _____

項 目	記入欄
◎日々朝礼等で確認すること	
○技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認させていますか	<input type="checkbox"/>

チェックリストの詳細は別添資料をご覧ください

労働災害防止について

食品製造職種安全衛生チェックリスト

(厚生労働省関連部分 (労働安全衛生関係法令の遵守))

このチェックリストは、食品製造職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者に対して定期監査を実施する際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

記入欄に、はいの場合「○」、いいえの場合「×」、該当ない場合「-」を記入してください。

実施年月日： 年 月 日 監査実施者：

実習実施者の名称：

項目	記入欄
1 日々朝礼等で確認すること	
○技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認させていますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリストの詳細は別添資料⑨をご覧ください

実習生の労災等は監理団体にて臨時監査

- 監理団体は実習実施者が適正に技能実習を行っているか監査等において監理する責任があります。
- **技能実習法令など法令違反はもちろん、人権侵害行為、労働災害**が発生した場合は、**直ちに臨時監査**を行い、当該結果を**臨時監査報告書にて機構へ報告**してください。
→暴力行為など緊急性が高い案件は2W以内、その他は2か月以内に報告！

4. 転籍の運用の改善

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

大切なお知らせ

令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいたします。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備
 - 「実習先変更希望の申出書」(運用要領参考様式第1-44号)
 - 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」(運用要領参考様式第1-45号)
- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら (機構ウェブサイト)



監理団体・実習実施者の皆さまへのお願い

3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで 転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において
教示してください。

- 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した
後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留 管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、
週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を
希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動
を付与
→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



5. 育成就劳制度

入管法・技能実習法の改正について (育成就労制度の創設等)

(令和6年3月15日閣議決定)



出入国在留管理庁・厚生労働省

育成就労制度のポイント 1

- 技能実習生 → 育成就労外国人
- 監理団体 → 監理支援機関
- 実習実施者 → 育成就労実施者（受入れ機関）
- 外国人技能実習機構 → 外国人育成就労機構

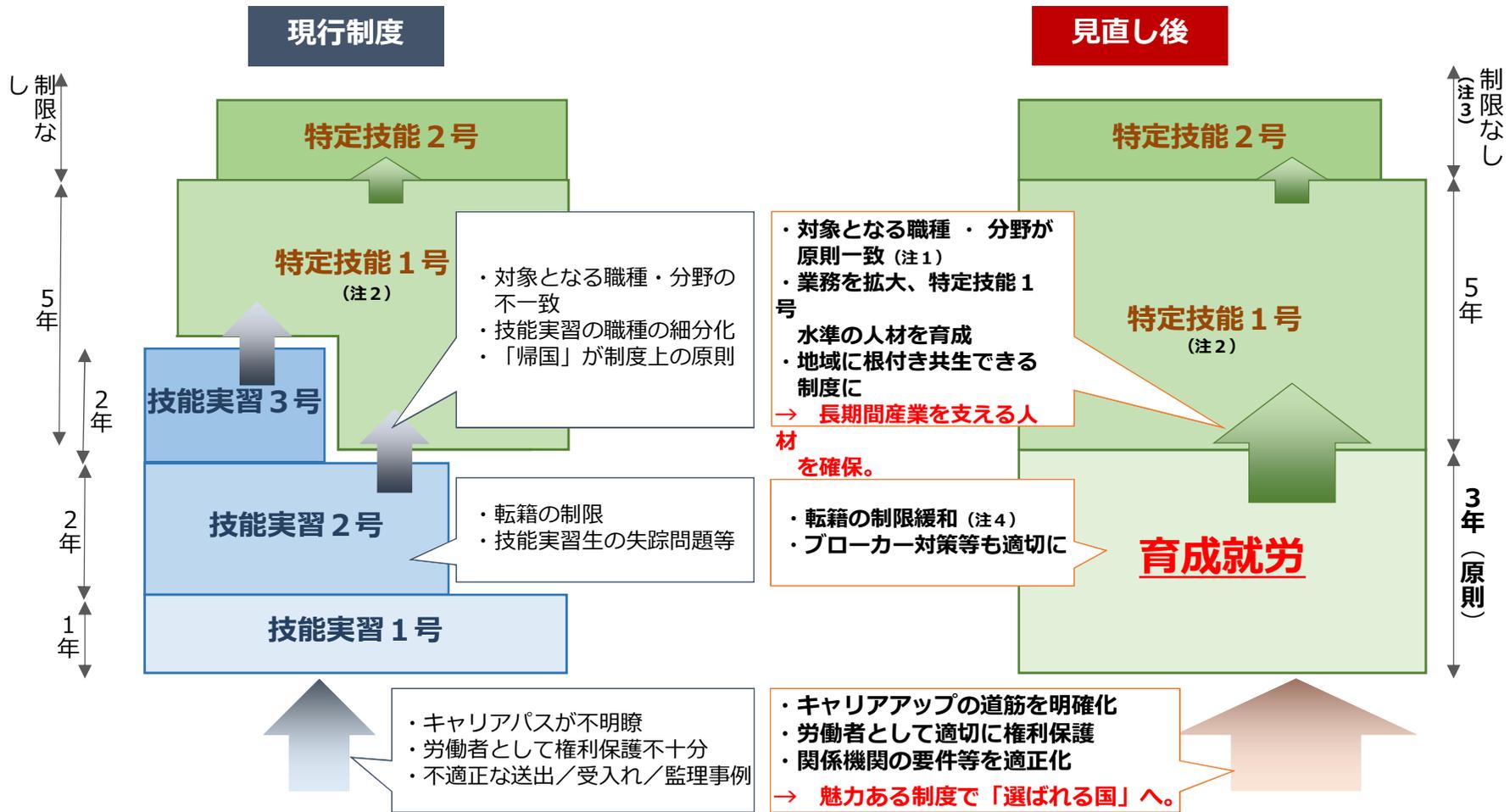
育成就労制度のポイント 2

- 目的
技能実習→技能の移転、自国への持ち帰り。国際貢献。
育成就労→特定技能1号の**人材確保、人材育成**。
- 制度
技能実習→1・2・3号、最長5年
育成就労→**3年**（試験不合格なら同一機関で**もう1年**）
- 転籍制限の緩和あり。**分野ごとに1～2年**で設定。技能**本人意向の転籍OK**（検定基礎級、一定の日本語能力（分野ごと）など要件）。

育成就労制度のポイント 3

- 監理支援機関の適正監理
従来の選択制から、**外部監査人設置を義務化。**
受入れ機関の数に応じて職員数を設定。
→独立性、中立性の担保。
許可制（3年～、優良なら5年～）
- 送出機関
二国間取決め（MOC）に原則限定（**中国は？**）。
外国人の**支払費用に基準、上限**設定。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

出入国在留管理庁HPを確認！

- 「育成就労制度の概要」を確認！
- 「育成就労制度・特定技能制度Q & A」を確認！
→技能実習制度から育成就労制度への経過措置など、知りたいことが分かる。

ご清聴ありがとうございました。
皆様方と外国人の皆様のご
健勝を祈念いたします。

外国人技能実習機構熊本支所
指導課 兎玉 啓